

平成 28 年度 第 8 回中区協議会

会議資料

平成 28 年 12 月 26 日開催

中区協議会

第9号様式

区 協 議 会

| 区 分 | <input type="checkbox"/> 諮問事項 | <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 | <input type="checkbox"/> 報告事項 |
|------------------------------------|---|--|-------------------------------|
| 件 名 | 浜松市住生活基本計画（案）のパブリック・コメント実施について | | |
| 事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等） | <ul style="list-style-type: none"> ・本市では、指定都市として主体的かつ独自性のある住宅政策を進めるため、平成23年に「浜松市住生活基本計画（計画期間：10年間）」を策定した。 ・前期5か年が経過し、少子高齢化・人口減少社会の急速な進展や空き家の急増など、住生活を取り巻く社会情勢の変化に対応することが必要となり見直すこととした。 ・有識者会議の開催 ・市民アンケートの実施（無作為抽出3,000世帯、回答1,308世帯） ・関連事業者ヒアリングの実施 ・市営住宅入居者アンケートの実施 | | |
| 対象の区協議会 | 全区 | | |
| 内 容 | <p><基本理念> 安定と安心が持続できる住生活の実現 ～家族の絆を育み、地域と共に築く‘すまい’～ 現計画の「安定した良好な住環境を次世代に繋げていくこと」を継承し、家族の絆や地域との繋がり、次世代へ向けた住まいづくりを推進する。</p> <p><計画期間> 平成29年度～平成38年度（10年間）</p> <p><施策展開></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ひと」「すまい」「まち」、3つの視点から住宅施策を展開する。 ・各視点に総合評価指標（アウトカム指標）を設け政策達成度を測る。 ・具体の取組みにあたり、KPI指標（重要業績評価指標）を設ける。 <p>○案の公表及び意見募集期間 平成28年12月16日（金）から平成29年1月16日（月）まで</p> <p>○案の公表先 住宅課、市政情報室、区役所、協働センターなどにて配布 市ホームページ http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp</p> | | |
| 備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など） | 市の考え方公表時期（予定） | 平成29年3月 | |
| | 施行時期（予定） | 平成29年4月1日 | |
| 担当課 | 住宅課 | | |

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市住生活基本計画（2017～2026）概要

計画の目的・期間

本計画は、本市の住生活を取り巻く様々な課題を踏まえ、住宅政策における基本理念、めざす姿、施策展開の方向を明示し、市民の安全・安心で豊かな住生活の実現に向け、具体的な取組みを着実に実行することにより、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に資するため策定するもので、今回、現計画（計画期間：平成23年度～平成32年度）を見直すものです。
計画期間については、2017(平成29)年度～2026(平成38)年度とし、今後10年の課題に対応することとします。また、社会情勢の変化や施策効果に対する評価結果を踏まえ、概ね5年後に見直しを行うものとします。

現状と求められる住宅政策

居住者の視点

- ◎若年世帯が子供を産み育てやすい住環境づくり
 - ・人口の減少傾向や自然減に対する合計特殊出生率の回復などの人口増加策
 - ・少子化対策として子育てしやすい環境である同居等の促進
- 高齢者が自立していきいき暮らせる住生活の支援
 - ・高齢化が顕著に進むことによる高齢者にあった住まいの整備
 - ・高齢単身世帯の増加見込みに伴う住まいの確保や見守りなどの対応
- 住宅確保要配慮者の居住の確保
 - ・賃貸住宅への入居拒否を受けやすい人の居住の安定の確保
 - ・住宅確保要配慮者等への更なる市営住宅の周知



| | | | | | |
|-----------------|-----|----------|---|---------|----------|
| ・世帯の小型化 | H22 | 2.62人/世帯 | ⇒ | 予想値 H37 | 2.38人/世帯 |
| ・65歳以上の老年人口の増加 | H22 | 18.1万人 | ⇒ | 予測値 H37 | 23.4万人 |
| ・離れて暮らす親・子世帯の増加 | H22 | 25,797世帯 | ⇒ | H27 | 21,236世帯 |

住居の視点

- ◎空き家の選別による活用・除去の推進
 - ・人口減少、住宅総数の増加に伴う空き家の増加、空き家率の上昇の抑制
 - ・空き家増加に伴う腐朽、破損あり住宅の増加に対する対策
 - ・空き家を所有する市民への利活用に関する意識転換の啓発
- 住まいの性能向上・旧耐震基準建築の耐震化の促進
 - ・高齢化の進行に対するバリアフリー等設備設置の促進
 - ・温室効果ガス排出量抑制を踏まえた省エネ住宅、設備の普及、促進
 - ・浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業等を通じた住宅の耐震化の促進
- 既存住宅の適正な維持管理・活用市場の活性化
 - ・適切な維持管理を促すための分譲マンション所有者等への啓発
 - ・良質な既存住宅の購入や長期的かつ快適に使用するリフォームの促進



| | | | | | |
|----------------|-----|---------|---|-----|---------|
| ・空き家数 | H20 | 30,290戸 | ⇒ | H25 | 49,200戸 |
| ・腐朽・破損した空き家 | H20 | 3,300戸 | ⇒ | H25 | 4,550戸 |
| ・全国の旧耐震基準マンション | | | | | 約106万戸 |

地域・産業の視点

- 長期的に持続できるまちづくり
 - ・人口減少社会を見据えた長期的に持続できるまちづくり
 - ・市民の転出抑制に向け、都市部と海・川・山など自然環境が程よい距離にある浜松の特徴を生かした住み続けたいな住環境形成
 - ・中山間地域等の人口流出、高齢化に対応した地域コミュニティの保持
- 新たな時代に対応した住生活産業の育成
 - ・地域産業である天電材の需要拡大・価格上昇に向けた取組
 - ・住宅着工数の停滞を見据えた住生活産業の維持・活性化
- 安全・安心に暮らせる良好な居住環境の形成
 - ・人口減少による人口低密度化に伴う防犯環境悪化への対策
 - ・空き家の増加に対する地域の安全・安心な居住環境形成への取組



| | | | | | |
|--------------------|-----|------------------------|---|-----|------------------------|
| ・住宅着工数・近年5千戸～7千戸推移 | H22 | 6,172戸 | ⇒ | H27 | 5,195戸 |
| ・県内のスギ木材価格 | H22 | 14,600円/m ³ | ⇒ | H27 | 12,400円/m ³ |
| ・中山間地域における65歳以上の比率 | H7 | 25.6% | ⇒ | H22 | 37.7% |

凡例◎：新たに求められる政策 ○継続して求められる政策

基本理念

安定と安心が持続できる住生活の実現

～ 家族の絆を育み、地域と共に築ぐすまい～

本市は、少子高齢化・人口減少社会の進展に対する安定した居住の確保の充実や既存ストック活用の促進などに取り組んできましたが、近時の子育て環境の充実や急増する空き家問題などの新たな課題に対して、今後、良好な住環境の実現に向けて更なる取組が必要と考えます。

このため、前計画の基本理念である「安定と安心が持続できる住生活の実現」を、今後10年間の取り組むべき方向へと継承し、また次世代へ向けての住まいづくりをすすめるために「家族の絆」をテーマに加え、「安定と安心が持続できる住生活の実現～家族の絆を育み、地域と共に築ぐすまい～」を基本理念とし、未来へ繋がる住まいづくりを推進することとします。

めざす姿

誰もが安心して生活できる住まい

若年ファミリー世帯から高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯など、誰もが経済状況や身体状況に関わらず、安心して生活することができる住まいの実現



自分らしく安全に暮らせる住まい

価値観や年齢にあった自分らしいライフスタイルを実現でき、さらに地震災害等にも安全に暮らすことができる住まいの実現



地域とのつながりを感じる住まい

長期的に持続でき、都心の便利さや自然の豊かさを併せ持つ浜松らしい地域の魅力や地域産業の活力を感じることができる住まいの実現



施策展開

「ひとの視点」からの施策展開

- 若年世帯が子供を産み育てやすい住生活の実現
 - ①親世帯・子世帯の同居等を促進
- 高齢者が自立していきいき暮らせる住生活の実現
 - ①高齢者が住み慣れた地域で住み続けられる住まい
 - ②多様な高齢者ニーズに対応した住まい
- 住宅のセーフティネットの確保
 - ①セーフティネットとしての適正な市営住宅の管理運営
 - ②セーフティネットとしての民間の住まい

総合評価指標 子どもを生み育てやすい環境に対する満足度
現状値 23.4% ⇒ 最終目標値 56%

「すまいの視点」からの施策展開

- 空き家の活用と除去による良質な住まいの確保
 - ①良質な空き家の活用と危険な空き家の管理または除去の推進
 - ②中山間地域の定住促進に向けた空き家活用
- 安全・安心で長寿命な住まいづくり
 - ①耐震性の確保された巨大地震にも安全な住まい
 - ②住宅性能に優れた長く住み継がれる住まい
 - ③適正な管理による長く住み継がれる住まい
- 資産としての継承に向けた適正に評価される新たな流れづくり
 - ①住宅の性能表示制度等の普及と市民の住知識向上

総合評価指標 住宅の満足度
現状値 76.5% ⇒ 最終目標値 80%

「まちの視点」からの施策展開

- 長期的に持続可能なまちづくり
 - ①コンパクトで持続可能なまちづくり
 - ②浜松らしいまちづくり
- 地域資源や住宅ストックを活かした新たな住生活産業の創出・拡大
 - ①新たな住生活産業の創出・拡大
- 安全・安心な居住環境の形成
 - ①安全・安心な居住環境形成

総合評価指標 住んでいる地域の住みやすさに対する満足度
現状値 58.9% ⇒ 最終目標値 66%

住宅政策における課題の解決に向けて

第9号様式

区 協 議 会

| 区 分 | <input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項 |
|------------------------------------|---|
| 件 名 | 中区協議会の会議の公開等に関する要綱の改正について |
| 事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等) | <p>従来、浜松市の附属機関の会議を傍聴するためには、「浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱」により、申込書に個人情報（住所及び氏名）を記入する必要があった。</p> <p>中区協議会においても、「中区協議会の会議の公開等に関する要綱」により、傍聴希望者には、受付簿に住所、氏名及び電話番号を記入していただいている。</p> |
| 対象の区協議会 | 中区協議会 |
| 内 容 | <p>傍聴者の個人情報保護の観点から、12月15日付けで「浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱」が改正され、「必要な場合に限り、傍聴者の個人情報を求めることができる」とされ、原則、個人情報の記入は不要とされた。</p> <p>これに伴い、「中区協議会の会議の公開等に関する要綱」も改正（詳細はP1新旧対照表参照）し、受付簿への記入の代わりに、注意事項を記載した「傍聴券」（P5）を交付することとする（報道関係者は除く）。</p> |
| 備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など) | 今回、議決をいただき、次回の中区協議会から適用 |
| 担当課 | 中区区振興課 |

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

新旧対照表

● 浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱（平成28年12月15日改正）

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>第7条 附属機関の会議を傍聴しようとする者は、傍聴の申込みをしなければならない。</p> <p>2 前項の申込みは、<u>住所及び氏名を記入</u>した傍聴申込書を当該附属機関を主管する課の長に提出して行わなければならない。</p> <p>3 前項の申込みの受付は、附属機関の会議を行い1時間前から開始し、傍聴しようとする者の数が前条の定員を超える場合は、先着順に受付を行うものとする。</p> | <p>第7条 附属機関の会議を傍聴しようとする者は、会議を開催する会場の受付で傍聴する旨を告げるものとする。</p> <p>2 附属機関の長は、前項の傍聴する旨を告げた者に対し、<u>傍聴券（様式第1号）を交付</u>しなければならない。</p> <p>3 附属機関の長は、第1項の傍聴する旨を告げた者に対し、住所及び氏名を記入した傍聴申込書（様式第2号）の提出を求められることができる。</p> <p>4 第1項の受付は、附属機関の会議を行う1時間前から開始し、傍聴しようとする者について、先着順に受付を行うものとする。</p> |

● 中区協議会の会議の公開等に関する要綱

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>第4条 会議を傍聴しようとする者は、電話、電子メール又は来庁することにより、傍聴の申込みをしなければならない。</p> <p>2 会議を傍聴しようとする者は、住所、氏名及び電話番号等の連絡先を告げ、あらかじめ中区役所に届け出なければならない。この場合において、傍聴しようとする者が前条の定員を超えるときは、先着順で受付を行う。</p> | <p>第4条 会議を傍聴しようとする者は、電話、電子メール又は来庁することにより、あらかじめ中区区振興課に傍聴の申込みをするものとする。この場合、傍聴しようとする者の数が前条の定員を超えるときは、先着順で受付を行う。</p> <p>2 中区協議会の会長は、前項の会議を傍聴しようとする者に対し、住所、氏名及び電話番号等の連絡先を求められることができる。</p> <p>3 中区協議会会長は、第1項の傍聴の申込みをし、傍聴に訪れた者に対し、傍聴券（様式第1号）を交付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、傍聴の希望者が多いと見込まれる場合その他特別の事情がある場合には、抽選等他の方法により傍聴人を選出することができる。</p> |

中区協議会の会議の公開等に関する要綱（改正案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号。以下「条例施行規則」という。）第6条の規定に基づき、別に定めがあるもののほか、中区協議会の会議（以下「会議」という。）の公開について必要な事項を定める。

（会議の情報の公開）

第2条 会議を開催しようとするときは、当該開催しようとする日の14日前までに会議の日時、会場、議事、会議の公開、非公開、一部非公開の別、傍聴人の定員、傍聴手続、傍聴方法を公表しなければならない。

（傍聴人の定員）

第3条 会議の傍聴人の定員は、担当課長が会議開催ごとに定める。ただし、会議の開催に当たり、できるだけ多くの傍聴希望者（最低5人）が傍聴できるよう配慮するものとする。

（傍聴の手続）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、電話、電子メール又は来庁することにより、あらかじめ中区区振興課に傍聴の申込みをするものとする。この場合、傍聴しようとする者の数が前条の定員を超えるときは、先着順で受付を行う。

2 中区協議会の会長は、前項の会議を傍聴しようとする者に対し、住所、氏名及び電話番号等の連絡先を求めることができる。

3 中区協議会会長は、第1項の傍聴の申込みをし、傍聴に訪れた者に対し、傍聴券（様式第1号）を交付しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、傍聴の希望者が多いと見込まれる場合その他特別の事情がある場合には、抽選等他の方法により傍聴人を選出することができる。

（傍聴席以外の席への入場禁止）

第5条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の席に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 議長は、傍聴人がこの要綱に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(報道のための傍聴の特例)

第12条 報道関係者が報道のために会議を傍聴する場合には、第4条、第5条及び第8条の規定は、適用しない。

(会議録等の作成)

第13条 区協議会は、会議の公開・非公開の別にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

- 2 前項の会議録は、会議の全部記録又は会議の要点記録とする。
- 3 会議の要点記録とする場合には、発言者の氏名又は職名を記載しなければならない。
- 4 地域協議会は、会議録のほか、必要に応じて録音テープ等を使用した電磁的記録を作成することができる。この場合において、公開を前提とするときは、あらかじめ委員、参考人等の会議の参加者の了承を得なければならない。

(会議録の記載事項等)

第14条 会議録には、概ね次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の会場及び日時
- (3) 出席委員、欠席委員、委員以外の出席者及び担当課職員の氏名
- (4) 審議案件等の概略及び審議結果
- (5) 発言内容
- (6) 会議資料の名称及び内容
- (7) 会議の全部記録・会議の要点記録の別及び録音テープ記録の有無
- (8) 会議録の公開・非公開・部分公開の第一次判断
- (9) 会議録の作成者の職氏名
- (10) その他必要な事項

2 会議録には、必要な会議資料を添付するものとする。

(会議録等の公開)

第15条 公開することとなる会議録及び会議資料は、条例施行規則第5条第3項の署名を行った後、速やかに担当課に公開のため据え置くとともに、必要に応じて市政情報室での閲覧または、市のホームページへの掲載により情報提供しなければならない。

2 前項の場合において、会議録又は会議資料の内容に、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第7条に規定する非公開事項に該当する情報が含まれているときにおいても極力公開の範囲を広げるよう努めなければならない。

3 公開の会議の会議録は、すべて公開する。

(細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、会長が区協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月 日から施行する。

期日 _____

受付番号 _____

傍 聴 券

中区協議会

浜松市中区協議会の会議の公開等に関する要綱に基づき、次の事項を遵守してください。

- 1 いかなる理由があっても傍聴席以外の席に入らないこと。
- 2 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 3 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- 4 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- 5 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により中区協議会会長の許可を得たときは、この限りでない。
- 6 飲食又は喫煙をしないこと。
- 7 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 8 会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 9 傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に中区協議会会長の許可を得た者は、この限りでない。
- 10 会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。
- 11 すべて係員の指示に従わなければならない。

HUG 訓練について

- HUG（ハグ）は、H（hinamjyo 避難所）、U（unei 運営）、G（game ゲーム）の頭文字をとったものです。
- 大地震発生時の避難所運営を皆で考えるためのアプローチのひとつとして、平成19年に静岡県西部危機管理局が開発したものです。
- 避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事（トイレが山盛りになる、大臣が見舞いに来るなど）にどう対応していくかを模擬体験するゲームです。
- このゲームを通じて、災害時の要支援者への配慮をしながら部屋割りを考え、また炊き出し場や仮設トイレなどの生活空間の確保、視察や取材対応といった出来事に対して、思いのままに意見を出し合ったり、話し合ったりしながら、ゲーム感覚で避難所の運営を学ぶことができます。
- ゲームは、7人1組程度のグループを何組か作って行います。